**江別市保育士等人材バンクＱ＆Ａ**

令和元年７月１日作成

【登録者向け】

Ｑ１）登録の対象者は、資格のある方に限定されますか。

江別市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、市内での教育及び保育等

の担い手を増やすことを目的としており、資格取得見込みの方を含むほか、資格を必要としない保育補助、調理補助、保育支援（清掃・消毒・配膳等）、事務の従事者などの登録も可能としています。

Ｑ２）江別市に住民票がない場合でも登録できますか。

市に住民票がない方でも、市内の教育・保育施設での就労を希望している方は、登録の申込みが可能です。

Ｑ３）特定の施設への就労を希望して登録することはできますか。

人材バンクは、就労希望の情報収集と提供を行うもので、就労の相談やあっせんを行うものではないことから、特定の施設を希望して登録することはできません。

なお、登録後の雇用に関する手続きは、施設からの連絡により、直接、面接等を行っていただき、登録者と施設との勤務条件等の合意により進めることとなります。

Ｑ４）登録期限は翌年の３月３１日までの間となっておりますが、翌年度以降も継続して登録を希望する場合は、申込書の再提出が必要ですか。

登録期限の終了が近づいた方については、江別市子ども育成課より継続登録の意向を確認する文書を送付します。継続して登録を希望される方で、登録の内容に変更がない場合は、電話やメール等にてその旨ご連絡いただければ、同じ内容で継続登録いたします。

Ｑ５）登録後の具体的な流れについて教えてください。

　①登録を希望される方は、市へ登録申込書を提出します。

②市は、人材バンク登録者名簿に登録をします。

③市は、新規の登録があった旨を、個人情報を含まない範囲で市内施設に情報提供します。（希望職種、希望勤務時間、希望勤務曜日、年代、所有資格）

④名簿の閲覧を希望する施設は、市へ「情報提供申込書」を提出したうえで、名簿を閲覧します。

⑤市は、施設からの申請に応じて、登録申込書の写しを提供します。

　⑥施設は、必要に応じて登録者へ連絡をし、面接等を行い、双方合意に至れば就労となります。

③情報提供

江別市

子ども育成課

①登録申込書提出

登録者

市内施設

④閲覧申請

⑤登録者情報提供

②名簿登録

⑥連絡・面接・合意に至れば就労

Ｑ６）登録申込書には、資格を証する書類の写しを添付することとなっていますが、どの程度の資格まで添付が必要ですか。

登録者名簿への登録に際し、事実確認のため、登録申込書（様式第１号）に記載された「職種」に関する資格の事実確認ができる書類の写しを添付することとしています。自動車運転免許証などの添付は求めておりません。

【施設向け】

Ｑ７）人材バンク登録者名簿の内容をＦＡＸや電話等の口頭で確認することは出来ますか

人材バンク登録者名簿は、人材バンク設置運営要綱において、窓口での閲覧に供することとしており、名前等の情報を電話等で提供することはできません。

なお、登録情報の有無、件数等、個人情報を含まない範囲において、施設等からの問い合わせに回答することは可能です。

Ｑ８）人材バンクの登録者名簿の閲覧及び登録情報の提供の申込みについて、企業主導型保育施設等の認可外保育施設や、児童センター、放課後児童クラブがこれを行うことはできますか。

人材バンクの活用は、市内における教育・保育及び子育て支援に係る担い手を増やすことを目的としており、企業主導型保育施設、北海道に届け出たうえで運営している認可外保育施設、児童センター、放課後児童クラブを含めて運用します。